



ご遺族手続きガイド
死亡届に伴う各種手続きのご案内

小田原市

ご遺族手続きサポートコーナーのご案内（予約制）

☎ 0465-33-1616

小田原市では、「申請書・届出書作成のお手伝い」や「各窓口へのお付き添い」などのサポートをさせていただく「ご遺族手続きサポートコーナー（予約制）」を設置しています。

⇒ 1ページに、予約方法などのご案内があります。

ご遺族のかたへ

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

ご親族のご訃報に接し、謹んでお悔み申し上げます。

このガイドブックは、ご遺族様が市の窓口等で行う必要のある、さまざまな手続きについてご案内しています。手続きは、一般的な場合を想定して掲載していますので、個々の状況により、必要な手続きやお持ちいただくものが変わることがあります。

ご遺族手続きサポートコーナーのご案内

ご遺族手続きサポートコーナーのご案内（予約制）

小田原市では、市に申請・届出いただく諸手続きについて、「申請書・届出書作成のお手伝い」や「各窓口へのお付き添い」などのサポートをさせていただく「ご遺族手続きサポートコーナー」を設置しています。 ※お電話でご予約の上、ご利用ください。

●利用できるかた

小田原市に住民登録があった死亡者のご遺族

●ご注意

※各手続きは、法令等で手続きできる人の範囲が定まっており、手続きできる時期にも制限があります。すべてのお手続きが一度の来庁で完了するものではありません。また、ご予約のかたとお亡くなりになったかたとのご関係が確認できない場合、各手続きについてご案内できないことがありますのでご了承ください。



●予約の前に

※あらかじめ、この「ご遺族手続きガイド」を一読いただき、お電話ください。サポートコンシェルジュが、お亡くなりになったかたが所持されていた資格確認書や医療証などの内容をお伺いします。お電話にはお時間をいただくことがございます。

電話の際には、それらをお手元にご用意いただきますとスムーズにご案内できます。

予約方法について

●電話予約

電話番号：**0465(33)1616**

予約受付時間 9:00～16:00 開設時間 9:00～17:00

(土・日・祝・12月29日～1月3日を除く)

※来庁の3日（営業日）前までにご予約ください。



※手続きは、コーナーを利用せず、各担当課窓口へ直接お越しいただいても可能です。担当課窓口へ直接お越しの際は、予約不要です。

主な窓口のご案内（市役所 2 階 窓口配置図）

主な手続き窓口です。

各手続きにご来庁の際は、34・35 ページの「主な関係手続き窓口・問い合わせ先一覧」と合わせてご利用ください。

《ご遺族手続きサポートコーナーのご案内》

正面玄関（2 階）から入り左手にございます。

1 階守衛口を利用されるかたは、2 階に上がって正面玄関の方向へお進みください。



※住民票、戸籍証明（謄抄本）の請求は③A 窓口、税証明の請求は⑩窓口です。

請求できるかたの範囲が定められていますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。（34・35 ページ参照）

来庁時の持ち物について

手続きに必要な一般的なもののご案内です。

詳しくは、手続きごとの該当ページ（9ページ以降の「必要なもの」欄）をご確認の上、担当課（「問い合わせ先」欄）へお問い合わせください。

亡くなられたかたの必要なもの

- 印鑑登録証
- 個人番号（マイナンバー）カード、マイナンバー通知カード
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
- 喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書等）
- 年金手帳
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 子ども医療証、ひとり親家庭等医療証、重度障害者医療証
- 所有する固定資産がわかるもの（固定資産税・都市計画税納税通知書等）
- その他、市役所から交付された証書類

ご遺族（来庁者）のかたの必要なもの

- 印鑑
- お越しいただくかたの本人確認書類
 - ①官公署が発行した顔写真がある証明書1点
※個人番号（マイナンバー）カード、運転免許証、パスポートなど
 - ②①が無い場合、次のうち2点
※国民健康保険、健康保険などの資格確認書、年金手帳、医療証など

預金通帳

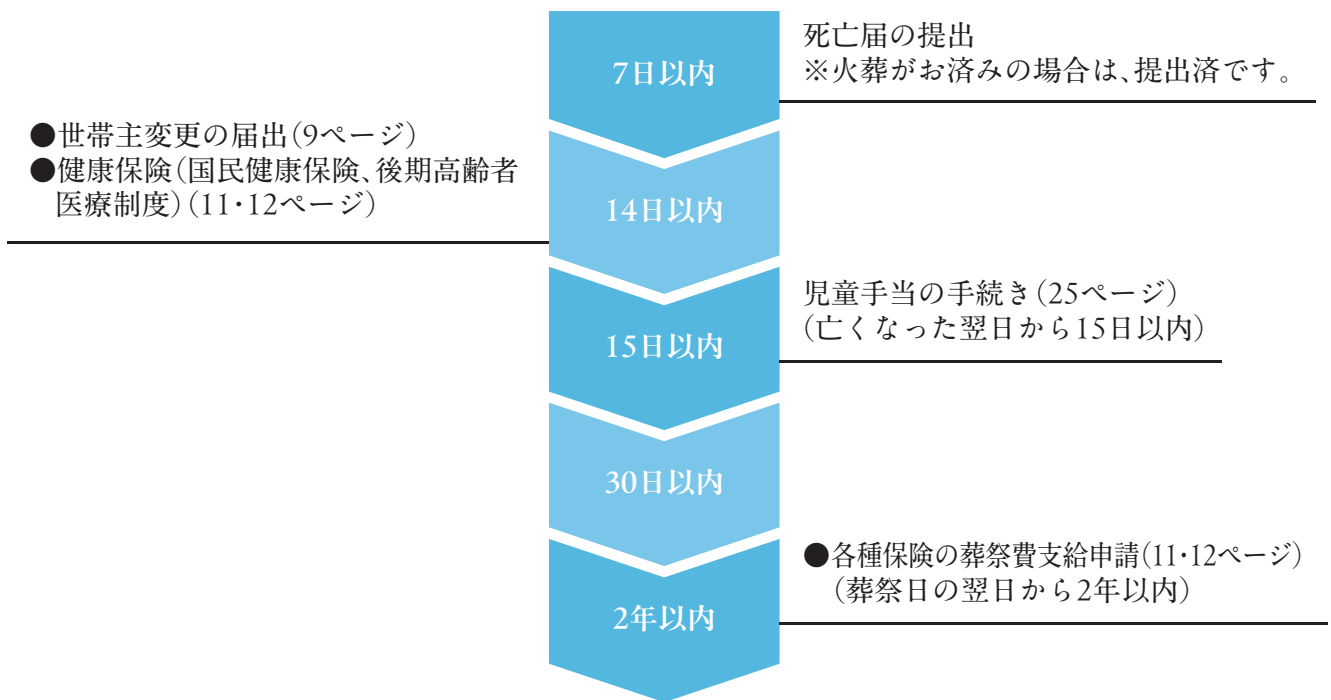
※葬祭費の申請など手続きの内容によって必要になる場合があります

委任状

※手続きにより、法で届出できるかたが規定されているものがあります。お越しいただくかたがその代理人の場合、委任状が必要となる場合があります。

手続きごとに取り扱いが変わりますので、該当ページをご確認の上、担当課へお問い合わせください。

主な手続きの目安



※上記の表は目安です。詳細については手続きの受付窓口にご相談願います。

MEMO

どのような手続きが必要なのか確認しましょう

はじめにお手続きいただくこと（住民票）

※印鑑登録、マイナンバーカード等について、9・10 ページをご確認ください。

状 況	お手続き	P
お亡くなりになったかたは、住民票の「世帯主」だった	世帯主変更の届出が必要です。 詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	9

お亡くなりになったかたの年齢は（健康保険・介護保険・年金）

※年齢ごとに想定される手続きです。

年 齢	お手続き		P
75 歳以上	【保険】 後期高齢者医療保険の手続きが必要です。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	12・13
	【介護】 介護保険の手続きが必要です。		14・15
	【年金】 年金受給者は、未支給年金を受給できる場合があります。手続き先が異なる場合がありますのでお問い合わせください。		16・17
65 歳～74 歳	【保険】 国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険被保険者（一定の障がいのあるかた）は、手続きが必要です。 社会保険等の加入者は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	11～13
	【介護】 介護保険の手続きが必要です。		14・15
	【年金】 年金受給者は、未支給年金を受給できる場合があります。手続き先が異なる場合がありますのでお問い合わせください。		16・17
60 歳～64 歳	【保険】 国民健康保険加入者は、手続きが必要です。 社会保険等の加入者は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	11・13
	【介護】 介護保険の手続きが必要です。※認定があるかた。		14・15
	【年金】 老齢（障害）基礎年金を受給していないかたは、死亡一時金の請求、年金受給者は未支給年金の受給ができる場合があります。手続き先が異なる場合がありますのでお問い合わせください。		16・17

年 齢	お手続き		P
40 歳～ 59 歳	【保険】 国民健康保険加入者は、手続きが必要です。社会保険等の加入者は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	11・13
	【介護】 介護保険の手続きが必要です。※認定があるかた。		14・15
	【年金】 国民年金の加入者は死亡一時金の請求、年金受給者は未支給年金の受給ができる場合があります。手続き先が異なる場合がありますのでお問い合わせください。		16・17
20 歳～ 39 歳	【保険】 国民健康保険加入者は、手続きが必要です。社会保険等の加入者は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	11・13
	【年金】 国民年金の加入者は死亡一時金の請求、年金受給者は未支給年金の受給ができる場合があります。手続き先が異なる場合がありますのでお問い合わせください。		16・17
0 歳～ 19 歳	【保険】 国民健康保険加入者は、手続きが必要です。社会保険等の加入者は、勤務先等にお問い合わせください。※市の手続きではありません。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	11・13
	※この他、子どもに関するページ (P.25 ～ 28) をご確認ください。		

※手続きの目安としてご案内しています。個々の状況により変わります。

お亡くなりになったかたは、障がいがあった（手帳・医療・手当）

お手続き		P
障がい者手帳所持者は、返還の手続きが必要です。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒	18
重度障害者医療証所持者は、資格喪失の手続きが必要です。		18
障がい者手当受給者は、資格喪失の手続きが必要です。		20

お亡くなりになったかたには、養育するお子様がいる（手当・医療・保育所等・学校）

お子様の年齢等	お手続き		P
0歳～18歳	児童手当受給者、子ども医療証所持者は手続きが必要です。	詳しくは該当ページをご確認ください。⇒	25
	ひとり親家庭で児童を養育していたかたで、児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療証所持者は、手続きが必要です。		26
保育所等に入所している子がいる場合は、手続きが必要です。	26		
小・中学生のいる世帯で、放課後児童クラブ、学校給食費、就学援助費、特別支援教育就学奨励費については、手続きが必要です。	28		

お亡くなりになったかたは、納税をしていた（市税）

状 況	お手続き	P
市税の納税をしていた（市県民税・固定資産税・軽自動車税）	該当ページの他、「ご親族の逝去に伴う市税に関する手順のご案内」をご確認ください。	22 ～ 24

お亡くなりになったかたの家の水道など（水道・下水道・浄化槽）

状 況	お手続き		P
市営水道を使用し、	公共下水道に接続している。	水道使用者変更、給水装置の名義変更手続きが必要です。浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している場合は、清掃手数料の名義変更手続きが必要です。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇒
	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している。		

状 況		お手続き		P
井戸水を使用し、	公共下水道に接続している。	公共下水道に接続している場合は、世帯人数の変更手続きが必要です。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇨	30
	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している。	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している場合は、清掃手数料の名義変更手続きが必要です。		
県営水道を使用し、	公共下水道に接続している。	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している場合は、清掃手数料の名義変更手続きが必要です。	詳しくは、該当ページをご確認ください。⇨	30
	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している。	※県営水道は、県への手続きになります。		

この他、市営住宅、久野霊園、犬の登録、農地などの手続きがあります。

⇨詳しくは、31・32 ページをご確認ください。

住民票・マイナンバーカード・印鑑登録

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

世帯主のかたが亡くなられた

手続き 世帯主変更届（住民票）



手続き詳細	手続き可能な人
<p>世帯主がお亡くなりの場合、死亡届出日から2週間以内に世帯主の変更を届け出てください。お亡くなりになったかたが一人世帯、二人世帯の場合は不要です。</p> <p>※世帯主の変更手続きが不要な場合、住民票への死亡日記載は死亡届出日に即日処理となりますが、閉庁日に死亡届が提出された場合は翌開庁日の午後になります。</p> <p>※戸籍は死亡届が提出された後に本籍地で記載されます。小田原市が本籍地で、小田原市に提出の場合、10日間程度の日数を要します。本籍地や提出地が他市町村の場合は、さらに送付の日数を要します。</p>	お亡くなりになったかたと同一世帯のかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	戸籍住民課（③C）、 住民窓口 （マロニエ・いずみ・こゆるぎ） ☎ 33-1386

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返納



手続き詳細	手続き可能な人
<p>死亡届により印鑑登録は自動的に廃止されます。印鑑登録証（カード）を返納してください。</p>	お亡くなりになったかたの印鑑登録証を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証</p>	戸籍住民課（③C）、 住民窓口 （マロニエ・いずみ・こゆるぎ） ☎ 33-1386

マイナンバーカード、通知カードを所持していた

手続き マイナンバーカード、通知カードの返納



手続き詳細	手続き可能な人
<p>マイナンバーカード、通知カードを返納してください。保険会社等でお亡くなりになったかたのマイナンバーが必要な場合がありますので、その手続き後に返納してください。</p>	<p>お亡くなりになったかたのカードを所持しているかた</p>
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード、通知カード</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>戸籍住民課 (③D)、 住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) ☎ 33-1386</p>

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却



手続き詳細	手続き可能な人
後期高齢者医療資格確認書を返却してください。	お亡くなりになったかたの後期高齢者医療資格確認書を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	保険課 (①B)、 住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) ☎ 33-1843

手続き② 葬祭費の手続き



手続き詳細	手続き可能な人
葬祭を行ったかたに葬祭費が支給されます。 ※その他、お亡くなりになったかたへ給付があるときは、手続きが必要になります。	喪主
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
遺族のもの <input type="checkbox"/> 喪主名義の預貯金口座情報のわかるもの、印及び、会葬はがき・葬儀領収書・葬儀請求書のいずれか一つ (いずれも喪主のフルネームと「喪主」表記があり、故人氏名、葬儀年月日が記載されているもの) ※ 火葬・埋葬のみの場合、火葬証明書または領収書 (支払ったかたのフルネームが記載されているもの)	保険課 (①B)、 住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) ☎ 33-1843

MEMO

保険料を納付していた

手続き 送付先変更届



手続き詳細	手続き可能な人
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付されていたかたは、届出が必要です。	相続人またはその委任を受けたかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類、代理のかたは委任状</p>	<p>保険課⇨ 国民健康保険料 (①C)、 後期高齢者医療保険料 (①B) 高齢介護課⇨介護保険料 (⑱)</p> <p>※該当する、いずれかの窓口で届出をしてください。 住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) でも手続き可。</p> <p>保険課 ☎ 33-1834、1843 高齢介護課 ☎ 33-1827</p>

MEMO

介護保険に加入していた

手続き① 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	手続き可能な人
介護保険被保険者証を返却してください。	お亡くなりになったかたの被保険者証を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	高齢介護課 (17)、 住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) ☎ 33-1872

手続き② 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	手続き可能な人
負担割合証、限度額認定証をお持ちのかたは返却してください。	お亡くなりになったかたの証を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証	高齢介護課 (17)、 住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) ☎ 33-1827

手続き③ お亡くなりになったかたが認定申請中の場合

手続き詳細	手続き可能な人
審査の進捗状況により、認定結果が出ない場合があります。また、認定審査が不要となる場合は、その旨ご連絡ください。ご不明な点はお問い合わせください。	申請者
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
	高齢介護課 (17) ☎ 33-1872

介護保険に加入していた

手続き④ 高齢者福祉タクシー利用助成券、タクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」の返還

手続き詳細	手続き可能な人
高齢者福祉タクシー利用助成券、タクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」を返還してください。	お亡くなりになったかたの高齢者福祉タクシー利用助成券またはタクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 高齢者福祉タクシー利用助成券またはタクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」	高齢介護課 (16) ☎ 33-1841

MEMO

年金

年金の手続きは、年金の種類や個々の状況により受付機関が違います。
ご不明な点は、市保険課国民年金係または小田原年金事務所（☎ 22-1391）へご相談ください。

国民年金に関する手続き

手続き① 未支給年金請求



手続き詳細	手続き可能な人
年金を受けているかたが亡くなった月の分までで、まだ受け取りが残っている年金を親族のかたが請求できます。 ※小田原年金事務所や各共済組合での手続きになる場合もありますのでお問い合わせください。	生計が同一だった、3親等以内の親族
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの 個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。	保険課（①A）、 住民窓口 （マロニエ・いずみ・こゆるぎ） ☎ 33-1867
遺族のもの 個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。	

手続き② 死亡一時金請求



手続き詳細	手続き可能な人
36月以上国民年金保険料を納めたかたが、老齢（障害）基礎年金を受給せずに亡くなったときに請求できます。 ※妻や夫、子が遺族基礎年金を受けることができるときは、死亡一時金は支給されません。	生計が同一だった、配偶者、子、父母等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの 個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。	保険課（①A）、 住民窓口 （マロニエ・いずみ・こゆるぎ） ☎ 33-1867
遺族のもの 個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。	

障がいのあるかた

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 手帳の返還



手続き詳細	手続き可能な人
手帳を返還してください。	お亡くなりになったかたの手帳を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	障がい福祉課 (13)
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	☎ 33-1468

医療証を持っていた

手続き ① 重度障害者医療資格喪失届・医療証の返還



手続き詳細	手続き可能な人
資格喪失届をして医療証を返還してください。	お亡くなりになったかたの医療証を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度障害者医療証	障がい福祉課 (13)、 住民窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	(マロニエ・いずみ・こゆるぎ) ☎ 33-1461

手続き ② 自立支援医療受給者証の返還



手続き詳細	手続き可能な人
受給者証を返還してください。	お亡くなりになったかたの受給者証を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	障がい福祉課 (13) ☎ 33-1468

障がいのあるかた

各種手続き

福祉タクシー利用助成券を持っていた

手続き 障がい者福祉タクシー利用助成券の返還

手続き詳細	手続き可能な人
障がい者福祉タクシー利用助成券を返還してください。	お亡くなりになったかたのタクシー券を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 障がい者福祉タクシー利用助成券	障がい福祉課 (13) ☎ 33-1461

市役所外の主な手続き

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用していた

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	手続き可能な人
受給者証を返還してください。	お亡くなりになったかたの受給者証を所持しているかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証・通所受給者証 (障害児)	障がい福祉課 (13) ☎ 33-1467

広告掲載事業者

日常生活用具（スーマ用具・紙おむつ）の支給を受けていた

手続き ①業者への連絡、②資格喪失の手続き

手続き詳細	手続き可能な人
①利用済み分の清算、未利用分の返品等の手続きのため、利用していた業者へ連絡してください。 ②身体障害者手帳等の返還の際に、受給資格喪失の手続きをしてください。	お亡くなりになったかたの親族等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等	障がい福祉課 (13) ☎ 33-1466

障害者手当を受給していた

手続き①

国手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当）受給資格喪失届

手続き詳細	手続き可能な人
受給資格喪失の手続きをしてください。	お亡くなりになったかたの親族等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。	障がい福祉課 (13) ☎ 33-1461

手続き②

県手当（県在宅重度障害者等手当）受給資格喪失届

手続き詳細	手続き可能な人
受給資格喪失の手続きをしてください。	お亡くなりになったかたの親族等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。	障がい福祉課 (13) ☎ 33-1461

手続き③

市手当（市中心身障害児福祉手当）受給資格喪失届

手続き詳細	手続き可能な人
受給資格喪失の手続きをしてください。	お亡くなりになったかたの親族等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。	障がい福祉課 (13) ☎ 33-1461

障がいのあるかた

県心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 年金、死亡弔慰金の請求



手続き詳細	手続き可能な人
加入者の場合、年金の支給や弔慰金が支給される場合があります。お問い合わせください。	お亡くなりになったかたの親族等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
故人のもの <input type="checkbox"/> 証書等 詳しくはお問い合わせください。	障がい福祉課 (13) ☎ 33-1461

MEMO

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

市税

※「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続きのご案内」もご確認ください。

納税義務も相続の対象です。

市税の納税義務者がお亡くなりの場合、その納税義務も相続の対象（相続放棄をした場合を除く。）となりますので、故人に代わって相続人が市税を納付しなければなりません。

詳しくは、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続きのご案内」をご確認いただき、ご不明な点は担当課へお問い合わせください。

市税の納付と還付

手続き 相続人代表者指定届の提出



手続き詳細	手続き可能な人
<p>市税に関する納税通知書や還付に関する書類を受け取る代表者を指定していただくものです。ご提出がない場合、地方税法の規定に基づき、市で相続人代表者を指定する場合があります。届出用紙は、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続きのご案内」の中にあります。</p> <p>※お亡くなりになったかた名義の預貯金口座から市税の口座振替をされていた場合は、この届出により市税の口座振替を停止します。また、お亡くなりになった日以後に到来する納期分の市税がある場合には、代表者様あてに納付書を送付いたします。</p> <p>※地方税法の規定に基づく手続きです。相続税や相続登記とは関係ありません。</p> <p>※ご不明な点は、お問い合わせください。</p>	相続人
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届</p>	市民税課 (9)、 住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) ☎ 33-1351

MEMO

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

市税

※「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続きのご案内」もご確認ください。

各種手続き

市県民税・森林環境税（国税）について

手続き 市県民税・森林環境税（国税）の課税



手続き詳細	手続き可能な人
<p>前年一年間（1月1日～12月31日）の給与・年金などの所得に対して、その年の賦課期日（1月1日）にお住いの市区町村で課税されます。このことから、1月2日以後にお亡くなりの場合、前年中の所得や控除の状況に応じて、新年度の課税がされ、納付していただくことになります。</p> <p>詳しくは、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続きのご案内」をご確認いただき、ご不明な点はお問い合わせください。</p>	お亡くなりになったかたの親族等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
	市民税課 (9) ☎ 33-1351

市役所外の主な手続き

固定資産税・都市計画税について

手続き 固定資産税・都市計画税の課税（未登記家屋の名義変更）



手続き詳細	手続き可能な人
<p>お亡くなりになったかたが未登記家屋を所有していた場合、資産税課で名義変更の手続きしていただくか、法務局で当該物件を新たに登記していただく必要があります。</p> <p>当該家屋を相続する人が決まりましたら、早めに手続きを済ませてください。</p> <p>※新納税義務者への名義変更は原則として手続きを行った年の翌年度から反映されます。ただし、届出の時期によって異なる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。</p> <p>※新たに登記する場合や既に登記している土地・家屋の名義を変更する場合は、法務局で相続登記（所有権移転登記）をする必要があります。登記に関することは、横浜地方法務局西湘二宮支局（0463-70-1102）へお問い合わせください。</p>	当該未登記家屋の相続人（新納税義務者）
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 未登記家屋納税義務者に関する届出書（名義人変更）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続の事実がわかる書類（遺産分割協議書の写し、遺言書等）</p>	資産税課 (11) ☎ 33-1361

広告掲載事業者

軽自動車税について

手続き 原動機付自転車等の課税（名義変更・廃車）



手続き詳細	手続き可能な人
<p>小田原市のナンバープレートが付いている原動機付自転車等をお持ちだったかたは、名義変更または廃車の手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>※軽自動車等の名義変更については、車種により受付場所が異なります。別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する受付のご案内」をご確認ください。</p>	お亡くなりになったかたの親族等
必要なもの	問い合わせ先・受付の場所
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書、ナンバープレート（廃車の場合）</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	市税総務課（⑧） ☎ 33-1343

MEMO

お子様がいるかた

「お子様を養育されているかた」「お子様と同居のかた」「お子様」など、お亡くなりになったかたにより手続きの内容が変わります。

また、所得制限があるものもあり、すべてのかたが手続きに該当するとは限りませんので、あらかじめ担当窓口を確認・相談されることをお勧めします。

手当を受給していた

手続き① 児童手当資格消滅届・認定請求



手続き詳細	手続き可能な人
<p>未支払の手当があれば、支給対象児童に支払われます。また、新たに監護（養育）するかたが受給者となるため、認定請求手続きをしてください。原則、請求の翌月分からの支給となります。</p> <p>※お子様がお亡くなりの場合、減額届出または受給資格消滅の届出が必要です。お問い合わせください。</p> <p>※常勤の公務員（独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く）は、勤務先での手続きになります。</p>	児童を新たに監護するかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
手続きの種類や手続きする人によって異なります。詳しくはお問い合わせください。	子ども政策課 5階 ☎ 33-1453

手続き② 児童扶養手当資格喪失届・認定請求



手続き詳細	手続き可能な人
<p>受給者死亡の手続きをしてください。未支払の手当があれば、支給対象児童に支払われます。また、新たに監護するかたが受給者となる場合、認定請求手続きをしてください。</p> <p>※お子様がお亡くなりの場合、減額届出または受給資格喪失届出が必要です。お問い合わせください。</p>	児童を新たに監護するかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 手続きする人によって異なります。詳しくはお問い合わせください。	子ども政策課 5階 ☎ 33-1453

医療証を持っていた

手続き① 子ども医療費助成受給資格喪失届・医療証の返却

手続き詳細	手続き可能な人
資格喪失の手続きをしてください。また、新たな申請者が医療証交付申請をしてください。 ※申請者の配偶者やお子様がお亡くなりの場合についても手続きが必要です。お問い合わせください。	児童を新たに監護するかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
手続きする人によって異なります。詳しくはお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 子ども医療証 (子)医療証	子ども政策課 5階 ☎ 33-1453

手続き② ひとり親家庭等医療費助成受給資格喪失届・医療証の返却

手続き詳細	手続き可能な人
資格喪失の手続きをしてください。また、新たな申請者が医療証交付申請をしてください。 ※申請者の配偶者やお子様がお亡くなりの場合についても手続きが必要です。お問い合わせください。	児童を新たに監護するかた
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 (親)医療証 手続きする人によって異なります。詳しくはお問い合わせください。	子ども政策課 5階 ☎ 33-1453

保育所等に入所している子がいた

手続き 変更届

手続き詳細	手続き可能な人
お亡くなりになったかたを届出してください。 ※同居されているかたや、別居していても介護を理由に保育所等を利用している場合で被介護者がお亡くなりの場合にも届出が必要です。お問い合わせください。	保護者等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
	保育課 5階 ☎ 33-1451

お子様がいるかた

各種手続き

学校に通学している子がいた

手続き① 学校給食申込変更届

手続き詳細	手続き可能な人
学校給食申込者変更の届出をしてください。 ※お亡くなりになったかた名義の預貯金口座から学校給食費の口座振替をされていた場合は、金融機関で変更または解約手続きをしてください。	保護者等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
	保健給食課 5階 ☎ 33-1694

市役所外の主な手続き

手続き② 放課後児童クラブ・放課後子ども教室退所届・内容変更届

手続き詳細	手続き可能な人
保護者変更等の手続きをしてください。 ※お子様がお亡くなりの場合、退所届が必要です。お問い合わせください。	保護者等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
	教育総務課 5階 ☎ 33-1731

広告掲載事業者

手続き③ 就学援助費受給者変更届

手続き詳細	手続き可能な人
受給者変更の届出をしてください。 ※受給者以外、世帯員がお亡くなりの場合も届出が必要です。お問い合わせください。	保護者等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
	教育指導課 5階 ☎ 33-1682

手続き④ 特別支援教育就学奨励費変更届



<p>手続き詳細</p> <p>受給者変更の届出をしてください。 ※受給者以外、世帯員がお亡くなりの場合も届出が必要です。お問い合わせください。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>保護者等</p>
<p>必要なもの</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p>	<p>問い合わせ先・手続きの場所</p> <p>教育指導課 5階 ☎ 33-1682</p>

MEMO

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

市営水道に関する手続き

手続き① 水道の使用者名義変更

手続き詳細	手続き可能な人
変更の届出をしてください。電話で手続き可能です。	新使用者
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<p>遺族のもの</p> <p>お手元に需要者番号がわかるものをご用意ください。</p>	<p>上下水道局 料金センター</p> <p>☎ 41-1211</p>

手続き② 給水装置の所有者名義変更

手続き詳細	手続き可能な人
<p>所有者が変更になる場合には、変更の届出をしてください。</p> <p>※届出用紙をご郵送します。まずはお問い合わせください。</p> <p>県営水道に関する手続きは、「神奈川県営水道お客様コールセンター (☎ 0570-005959)」へお問い合わせください。</p>	新所有者
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋（給水装置所在地に家屋がない場合は土地）の所有者名義を確認できるもの</p>	<p>上下水道局</p> <p>給排水業務課</p> <p>☎ 41-1231</p>

MEMO

井戸水を使用している場合の手続き

手続き 公共下水道に接続している場合の使用人員変更

手続き詳細	手続き可能な人
世帯人数変更の届出をしてください。井戸水を使用し、公共下水道に接続している世帯は、使用人数により料金が算定されています。	使用者、新所有者
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">遺族のもの</div> <input type="checkbox"/> 需要者番号がわかるもの	上下水道局 料金センター ☎ 41-1211

浄化槽、くみ取り式トイレを使用している場合の手続き

手続き 納入義務者の変更

手続き詳細	手続き可能な人
納入義務者の変更または廃止の届出をしてください。	新納入義務者等
必要なもの	問い合わせ先・手続きの場所
	環境保護課 4階 ☎ 33-1486

MEMO

その他のお手続き

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

手続き① 市営住宅入居者



手続き詳細	問い合わせ先・手続きの場所
名義人、入居世帯員がお亡くなりの場合はご連絡ください。状況により手続きが異なります。	建築課 5階 ☎ 33-1553

手続き② 市営久野霊園使用者



手続き詳細	問い合わせ先・手続きの場所
久野霊園使用者がお亡くなり場合は、久野霊園使用許可の承継手続きが必要です。その他、納骨手続きなど、詳しくはお問い合わせください。	みどり公園課 5階 ☎ 33-1583

手続き③ 犬の登録事項の変更



手続き詳細	問い合わせ先・手続きの場所
新しい飼い主への名義変更手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	環境保護課 4階 ☎ 33-1484

手続き④ 農地の相続の届出



手続き詳細	問い合わせ先・手続きの場所
相続により農地を取得した場合は、農業委員会へ届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	農業委員会事務局 4階 ☎ 33-1748

手続き⑤ 森林の土地所有者の届出



手続き詳細	問い合わせ先・手続きの場所
森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	農政課 4階 ☎ 33-1491

手続き⑥ 占用に関する変更届



手続き詳細	問い合わせ先・手続きの場所
道路・水路を占用されているかたは名義変更の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	土木管理課 5階 ☎ 33-1542

手続き⑦ パートナーシップ宣誓制度に関する変更届



手続き詳細	問い合わせ先・手続きの場所
宣誓に関する届出について変更の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	人権・男女共同参画課 5階 ☎ 33-1725

手続き⑧ 指定文化財・史跡指定地所有者変更の届出



手続き詳細	問い合わせ先・手続きの場所
指定文化財・史跡指定地を所有しているかたは変更の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	文化財課 5階 ☎ 33-1717

MEMO

各種相談

各種手続き

- 相続等の相談 地域安全課市民相談係 ☎ 33-1383
- 空き家の相談 都市政策課都市調整係 ☎ 33-1307
- 生活保護の相談 生活援護課生活援護係 ☎ 33-1463

市役所以外のお手続き ※参考掲載です。詳しくは関係機関にお問い合わせください。

市役所外の主な手続き

- 特別永住者証明書・在留カードの返還
出入国在留管理庁・外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904
- 運転免許証の返還
小田原警察署 ☎ 32-0110
- 農業者年金
かながわ西湘農業協同組合 最寄りの各支店
- ガス（都市ガス）
小田原ガス ☎ 34-6101
- NHK 受信料
☎ 0120-151515
- 電話、携帯電話（各電話会社）
- 小田原市社会福祉協議会では、市内の交通遺児世帯に対し支援を行っています。
詳しくはお問い合わせください。
社会福祉法人小田原社会福祉協議会 ☎ 35-4000

広告掲載事業者

MEMO

主な関係手続き窓口・問い合わせ先一覧

市役所本庁舎窓口

2階

市外局番は 0465 です。

担当課・窓口番号等	電話	取り扱い手続き
戸籍住民課 ③ A 証明 ③ C 届出 ③ D マイナンバーカード	(33) 1386	住民票・戸籍・印鑑登録・マイナンバーカードの窓口です。 住民票、戸籍証明の請求は、③ A 窓口へ。
保険課 ① A 国民年金 ① B 後期高齢者医療保険 ① C 保険料 ② 国民健康保険	(33) 1867 (33) 1843 (33) 1834 (33) 1845	国民年金、後期高齢者医療保険、国民健康保険の窓口です。
高齢介護課 ⑰ 介護認定 介護給付	(33) 1872 (33) 1827	介護保険に関する窓口です。
障がい福祉課 ⑬ 障害者手帳 重度障害者医療 障害者手当	(33) 1468 (33) 1461 (33) 1461	障がいのあるかたに関する窓口です。
市税総務課 ⑦ 市税納付相談・市税口座振替 ⑧ 軽自動車税	(33) 1345 (33) 1343	市税の納付相談、口座振替、軽自動車税の窓口です。
市民税課 ⑨ 市民税	(33) 1351	市県民税の課税に関する窓口です。 相続人代表者指定届を受け付けます。
資産税課 ⑪ 固定資産税 税証明	(33) 1361	土地・家屋等、固定資産税に関する窓口です。 税証明の請求は、⑪ 窓口へ。

4階

担当課・窓口番号等	電話	取り扱い手続き
環境保護課	(33) 1486	浄化槽清掃、し尿くみ取りに関する窓口です。

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

主な関係手続き窓口・問い合わせ先一覧

5階

各種手続き

担当課・窓口番号等	電話	取り扱い手続き
子ども政策課	(33) 1453	児童手当、子ども医療などの窓口です。
保育課	(33) 1451	保育所等に関する窓口です。
教育総務課 保健給食課 教育指導課	(33) 1731 (33) 1694 (33) 1682	学校に関する窓口です。

本庁舎以外の窓口

担当課・窓口番号等	電話	取り扱い手続き
上下水道局 料金センター (高田 401)	(41) 1211	水道料金・下水道使用料に関する窓口です。

住民窓口

担当課・窓口番号等	電話	取り扱い手続き
マロニエ住民窓口 (中里 273-6)	(47) 7000	住民票・戸籍・印鑑登録の各手続きを行います。 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険の手続きについてお預かりし、担当課窓口へ取次ぎします。
いずみ住民窓口 (飯田岡 382-2)	(37) 1711	
こゆるぎ住民窓口 (羽根尾 281-3)	(43) 0111	

※「アークロード市民窓口」は、届出等手続きをお受けできません。住民票等証明交付、市税等の収納業務のみ取り扱っています。

MEMO

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

MEMO

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

大切なものを受け取った。
その後の手続きも、
安心いただけるサポートを



「相続税」

の申告なら

税理士法人エナリへご相談

税理士法人エナリは小田原で70年
相続税に関するトータルサポートを行っています

相続税の対策

相続税申告

納税対策

▼エナリが選ばれる理由

70年以上の歴史
により相続税申告
に携わってまいりました

地域密着対応
西湘エリアの
土地勘もあり、
実績も500件以上

独自の強いネットワーク
により必要な土業との
連携を行います

小田原で70年以上親しまれています

東京地方税理士会小田原支部所属

税理士法人エナリ

神奈川県行政書士会 小田原支部

江成健一行政書士事務所

代表社員 江成 健一

お気軽にお電話ください

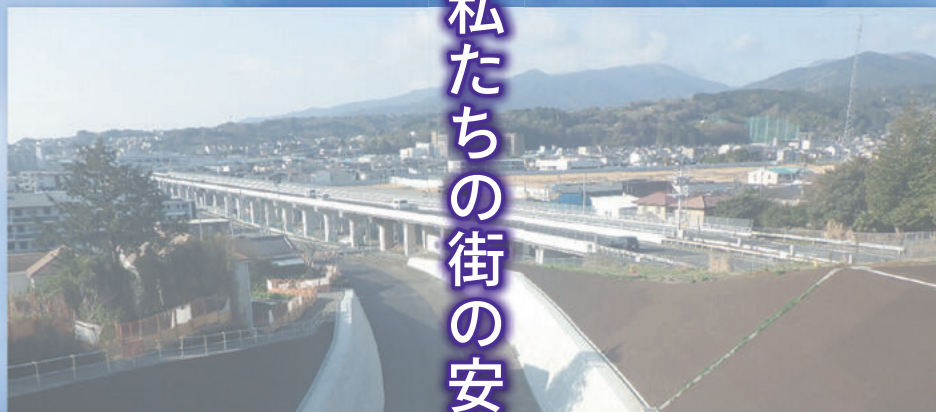
0465-24-3311

受付：9時～17時30分

住所：小田原市城山3-25-23



私たちの街の安心をつくる



秋山組

VISION
100

秋山組は、地域の信頼と確実な工事で公共土木事業に携わり60年、100年企業を目指す責任として丁寧な解体工事をお約束します

会社概要

設立：1965年7月28日
建設業許可：神奈川県知事許可(特定)第019971号
産業廃棄物収集運搬業許可：(神奈川県)1405062705 / (静岡県)02201062705

空き家
対策

空き家対策の専門部署である「あんのん計画」でお部屋のお片付け、家事代行、不動産売却相談、施設入居相談等を承ります
(運営：合同会社 楽) 電話：0465-25-1595
宅地建物取引士(神奈川)第102117号 保持



安
穩
計
画

All in one services
すべての人に優しい住まいと環境を

株式会社秋山組

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪372-2

受付時間 平日 8:30~17:30

☎0465-34-6151



私たちは親子で経営する地元の不動産会社です。 親から子へ、世代を継いだ長いお付き合いを願っています。

衣食住という言葉があるように、住まいは生活の基本を支える必需品です。しかし多くの方は不動産について分からない事だらけだと思います。そんな皆様方に安心して頂けるよう、分かりやすく丁寧な対応をするよう心がけています。相続不動産のこれからを皆様に寄り添って考えます。家族で過ごした思い出あるお家を信頼してお任せください。



会長 田嶋 昇

売却、買取りのご相談から測量、残置物、空き家の草刈りなど何でもご相談ください!!(一部ご相談内容に基づき提携先をご案内します。秘密厳守・相談無料)



不動産情報センター株式会社

〒250-0865 小田原市蓮正寺 399-2-101

☎ 0120-657-651

代表取締役 田嶋 崇之 神奈川県知事(5)第24813号

▼ホームページ▼



相続登記に関する手続きは 司法書士あさぬま事務所にお任せください

相続についてご不安なことはありませんか？

相続による土地建物の名義変更、預貯金等の手続きのサポートのほか、
将来の相続に備えたご相談も承ります。

相続手続き全般がよくわからない
まずはどこかに相談したい

相続にともなう
土地・建物
不動産全般の名義変更



将来に備えて
遺言書のことや不動産の
生前贈与のことを考えたい

書類の収集から
手続きまで、
任せられることは任せたい

小田原市役所前 地域の方を中心に多くのご相談をお受けしております。
お気軽にご相談ください。

＼ HPIはこちらから ＼



司法書士あさぬま事務所

神奈川県司法書士会所属 司法書士 浅沼 賢史
(リーガルサポート神奈川支部所属 / 社会福祉士登録あり)
〒250-0042 小田原市荻窪336番地3 林角ビル1号室

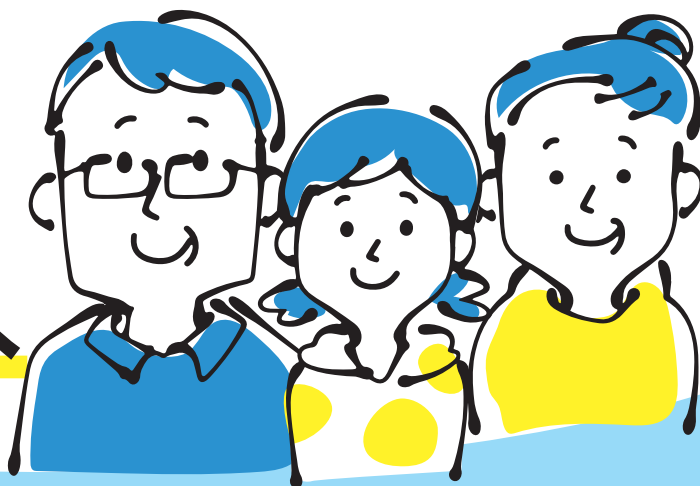
TEL 0465-42-9424



相続税

ライトハウス税理士法人

手続きで
お困りの方へ



初回ご相談無料



遺産相続のお悩み・ご不安お聞かせください

- ☑ 相続税はかかる？
- ☑ 税金の負担を抑える方法は？
- ☑ 「相続のお知らせ」が届いた。どうしたらいいの？
- ☑ 手続きが大変そう…
- ☑ 何をいつまでにしたらいいの？
- ☑ 忙しくて日中は時間がとれない…

あなたのお悩みに全力でサポートさせていただきます

ご家族を亡くされて悲しみに暮れながらも、相続に関する手続きを行うのはとても気が重くつらいものです。

相続で何から手を付けたらいいのかわからない、初めてのことでどこに相談したらいいかわからない、などご不安になることも多いかと思えます。弊社では、女性税理士と相続専門スタッフがスムーズに手続きが進むよう全力で対応いたします。どんなことでもご相談ください。



お気軽にご連絡ください

☎0465-21-0180



ライトハウス税理士法人

東京地方税理士会 小田原支部
税理士：黒石 陽子

〒250-0012 小田原市本町2-3-24 青色会館2階

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

小田原で歩いて37年。

お墓の「どうしよう?」を解決するお墓の
 専門家が自分の家のお墓と思い
 「ていねい」な施工をお約束いたします。



地域密着で安心。何でもお気軽にご相談ください。

新規建墓



納骨・文字彫刻



お墓の耐震工事



墓じまい・改葬



☎ 0465-37-7233

ご相談・お見積もりは無料

石政石材有限公司

〒250-0218 小田原市延清106-3
 一般建設業 石工事業 神奈川県知事許可
 (般-6)第92771号

URL: <https://ishimasa-sekizai.com/>

*樹木葬墓所、永代供養墓ご案内中

ホームページ



安心のアフターサービス! 弊社施工のお墓の無料点検・清掃を行っております。

本誌持参の方 納骨・文字彫刻以外の石工事代 5%値引き致します。

不動産の名義変更
どうしたらいいの

戸籍謄本も
取ってくれるのかしら

相続放棄
どうしたらいいの

相続登記の

私に対応します!



お悩み お任せください!



相続登記が義務化されました

3つのこだわり

どんな
司法書士かな...

女性司法書士が
対応します

出張相談

ご自宅に
お伺いすることも
できます

専門家
と連携

必要に応じて
税理士・弁護士等を
ご紹介します

まずは、お気軽にご相談ください

森本紗代司法書士事務所

神奈川県司法書士会 司法書士 森本紗代

初回
90分
無料

市役所
そば

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪 370番地の1 相洋第一マンションA-2

☎ 0465-43-9375



無料相談
無料査定
実施中!

仲介or買取

売却or賃貸

不動産売却 のことなら

相続・
資産整理

トゥルーウェルスホーム



不動産の相続相談も承ります。
必要に応じて弁護士等の専門家と
連携して対応いたします。

さまざまな物件や案件に対応! 不動産の
お悩み、どんなことでもお伺いします!

宅地建物取引士・空き家相談士が売却・買取にとどまらない
柔軟な提案を、親切丁寧に対応させていただきます。



株式会社TRUE WEALTH HOME

TRUE WEALTH HOME

〒250-0012 神奈川県小田原市本町1丁目6番13号101

TEL. 0465-23-5077

許認可番号: 神奈川県知事 (2) 第31010号



あなたの街の相談役

こんなことでお困りではないですか？

相続 手続き



相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

手続きが難しすぎて
わからない…

遺言書 作成



家族のために
遺言書を作成したい

お世話になったあの人に
遺産を渡したい

お客様お一人おひとりのお気持ちに寄り添いながら、
丁寧に対応させていただきます。



すずらん行政書士事務所

☎ 0465-87-8395

ご質問・ご相談はお気軽に当事務所までお問い合わせください。

営業時間 / 10:00~18:00 定休日 / 土曜日・日曜日・祝日

〒250-0005 神奈川県小田原市中町3-7-6

神奈川県行政書士会小田原支部所属 代表者 石川 真彦

- ・ NPO法人相続アドバイザー協議会 認定会員 上級アドバイザー
- ・ 一般社団法人 家族信託普及協会 家族信託専門士
- ・ 公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 会員



各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者



永代供養

全区画 継承者不要

子どもに負担を残さない



愛するペットと一緒に眠れる



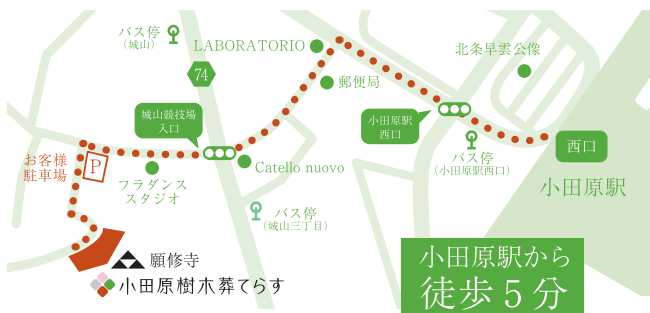
駅近だからお参りしやすい



四季折々の花々に囲まれた、明るい庭園土に還る、安心の樹木葬



小田原駅から徒歩5分。思い立ったときに立ち寄れる近さが、訪れる人のあたたかなにぎわいを生んでいます。



小田原駅から徒歩5分

電車でお越しの場合
小田原駅西口から徒歩5分

バスでお越しの場合
「城山」から徒歩3分
「城山三丁目」から徒歩2分

駐車場完備・バリアフリー

永代供養墓
ひなた
日向25万円
(税込)
納骨料、散骨料、彫刻含む

土に還る本当の樹木葬
てんじゅ
天樹47万円~
(税込)
納骨料、散骨料、彫刻含む

その他にも、様々な料金プランがございます。

小田原駅から徒歩5分

小田原樹木葬てらす
(運営元：宗教法人願修寺)
神奈川県小田原市城山3-1-29

お問い合わせ
資料請求
見学予約

0465-46-8038
電話受付時間/9:00~21:00 定休日/火・水

小田原樹木葬てらす 検索
<https://jumokusouterasu.jp>

営業目的のお電話やご希望でないご案内を差し上げることは一切ございません。お気軽にお問合せください。

古くから地元のお客様に
ご愛顧いただいております。



大谷石を加工する創業当時の先代瀬戸誠次の写真

お墓に関する小さなお悩みも まずはご相談下さい

お墓の建立から墓じまいまで

墓石工事

納骨 字彫り

墓じまい



事務所



本店



展示場



有限会社久野石材

代表電話

0465-34-4096

直通番号: 090-8741-1489 営業時間: 8:00~20:00 定休日: 年中無休 (年末年始を除く)

本店: 〒250-0055 神奈川県小田原市久野154-17 事務所: 〒250-0055 小田原市久野414-9

各種手続き

市役所外の主な手続き

広告掲載事業者

発行 小田原市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年5月

